

法令および定款にもとづくインターネット開示事項

第94期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）

中部電力株式会社

目 次

1. 事業報告	
業務の適正を確保するための体制等の 整備に関する事項	・・・ 1 頁
2. 連結計算書類	
連結株主資本等変動計算書	・・・ 5 頁
連結注記表	・・・ 6 頁
3. 計算書類	
株主資本等変動計算書	・・・ 11 頁
個別注記表	・・・ 12 頁
4. 株主総会参考書類	
吸収分割承継会社（株式会社 J E R A）の 最終事業年度における計算書類等の内容	・・・ 16 頁

上記の事項につきましては、法令および定款第 15 条の規定にもとづき、当社ホームページに掲載することにより株主のみなさまに提供しております。

1. 事業報告

業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

(1) 決議の内容

当社は、取締役会において、「会社の業務の適正を確保するための体制」について決議しております。その内容は、次のとおりであります。

当社は、公正・透明性を経営の中心に据え、業務の適正を確保するため、次の体制を整備するとともに、これを有効に機能させ、株主、お客さまをはじめとするステークホルダーから信頼される企業となるように努める。

ア 経営管理に関する体制

(ア) 業務執行に関する体制

- ・取締役会は、原則として毎月1回開催し、法令・定款所定の決議事項および経営上重要な事項を決定するとともに、取締役から職務執行状況の報告を受けるなどして、取締役の職務執行を監督する。また、社外取締役により社外の視点からの監督を行う。監査役は、取締役会に出席し意見を述べるほか、職務執行状況の聴取などを通じて、取締役の職務執行を監査する。
- ・業務執行における重要な事項について多面的に検討するため、経営執行会議および経営戦略会議（以下合わせて「経営会議」という。）を設置する。経営執行会議は、原則として毎週1回開催し、取締役会に付議する事項および社長が意思決定すべきその他重要事項の審議を行うとともに、業務執行状況等に関する報告を受ける。また、会長、社長、副社長および経営企画部門の長で構成する経営戦略会議は、必要に応じて開催し、経営に関する方針・方向性について審議する。
- ・経営の意思決定・監督と執行の分離および迅速な業務執行を実現するため、執行役員制を採り、カンパニー社長・本部長・統括を務める役付執行役員に社長の権限を大幅に委譲し、特定分野の業務執行をカンパニー社長・本部長・統括以下で完結させる一方、その執行状況について、適宜、経営執行会議および取締役会に報告させる。
- ・カンパニー制を採る販売、送配電および発電の各事業分野においては、カンパニー社長の諮問機関としてカンパニーボードを設置する。
- ・取締役ではないカンパニー社長・本部長・統括についても、経営執行会議の構成員として取締役会決議案件の審議に参加させ、また取締役会において適宜議案の説明をさせること等により、経営の意思決定と特定分野の業務執行との乖離の防止を図る。
- ・取締役ならびに役付執行役員、執行役員およびその他の職員（以下「取締役等」という。）の職務執行の適正および効率性を確保するため、社内規程において、各部門（カンパニー、本部、本店の部、支店・支社をいう。以下同じ。）および各部署ならびにそれらの長の業務分掌、権限等を定める。また、取締役等は、業務執行状況について、適時に、取締役会、経営執行会議、カンパニーボードまたは上位者に報告する。
- ・取締役等の意思決定の適正を確保するため、決裁手続において、起案箇所、関係部門および審査部門による審査を行う。

(イ) 取締役等の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・取締役等の職務執行に係る情報の保存および管理を適切に行うため、社内規程において、取締役会議事録、経営会議資料、カンパニーボード資料、決裁文書等の作成、保存および管理に関する事項を定める。

(ロ) 内部監査に関する体制

- ・取締役等の職務執行の適正および効率性を確保するため、業務執行ラインから独立した組織として社長直属の内部監査部門を設置する。内部監査部門は、各部門の業務執行状況等を定期的に監査し、その結果を社長に報告するとともに、必要に応じ各部門に改善を勧告する。

イ リスク管理に関する体制

- ・ 全社および各部門のリスク管理が適切に行われるよう、組織、権限および社内規程を整備する。
- ・ 経営に重大な影響を与えるリスクについては、経営計画の策定および重要な意思決定にあたり、経営企画部門および各部門が、毎年定期的にまた必要に応じて把握・評価し、経営会議において審議を受けるとともにこれを管理する。また、必要に応じて、取締役会において審議・報告する。
- ・ 各部門の業務に係るリスクについては、各部門の長が、これを把握・評価・管理する体制を整備するとともに、毎年定期的にまた必要に応じ、その体制、運用状況を点検する。また、各部門の計画の策定・実行にあたっては、リスクを把握・評価し、その結果にもとづいてこれを管理する。
- ・ 非常災害その他当社の財産、社会的信頼等に重大な影響を与える事象が発生したときの情報伝達および対応について社内規程に定めるとともに、これら事象が発生したときに備え定期的に訓練等を実施する。
- ・ 原子力の自主的・継続的な安全性向上に向けた取り組みとして、当社の原子力安全の取り組み姿勢・理念を反映した中部電力グループ原子力安全憲章を制定する。また、原子力部門へのガバナンスを強化するため、原子力安全向上会議を設置し、同会議において、リスクを分析・評価するとともに原子力の安全性向上に必要な対応策について審議する。さらに、社外の有識者の知見を安全性向上に向けた取り組みに活用するため、アドバイザリーボードを設置する。
- ・ 法令等に従って財務報告を適正に行うために、組織および社内規程類を整備し、適切に運用する。

ウ コンプライアンスに関する体制

- ・ コンプライアンス経営を推進するため、社長を議長とし、社外委員および監査役を加えたコンプライアンス推進会議を設置するとともに、各部門・事業場および各部署の長をコンプライアンス推進責任者とする全社的な体制を整備する。
- ・ 法令および社会規範の遵守に関する理念ならびに取締役等が遵守すべき基本的事項を定めた中部電力グループコンプライアンス基本方針を制定・周知する。
- ・ コンプライアンスの定着を図るため、取締役およびコンプライアンス推進責任者を対象とした啓発活動を実施し、管下職員への適切な指導・監督に当たらせるとともに、職員に対し各種研修を行う。
- ・ コンプライアンス違反事象の未然防止・早期改善のため、通常の業務報告経路とは別に、内部通報の窓口「ヘルプライン」を社内および社外に設置する。なお、ヘルプラインの利用者の保護について、社内規程を定める。
- ・ 反社会的勢力との関係遮断については、対応部署を定め、社内規程類を整備するとともに、関連する外部専門機関と連携して対応する。

エ 監査に関する体制

- (ア) 監査役の職務を補助すべき職員に関する事項
- ・ 監査役の職務を補助するため、執行部門から独立した組織として監査役直属の監査役室を設置する。
 - ・ 監査役室には、監査役の意向を踏まえた員数の職員を置く。
- (イ) 監査役の職務を補助すべき職員の独立性および当該職員に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- ・ 監査役室に所属する職員は、執行部門の業務に係る役職を兼務せず、取締役の指揮・命令を受けない。
 - ・ 取締役等は、監査役の指示にもとづき職務を遂行したことを理由として、監査役室に所属する職員に不利益を及ぼさない。
 - ・ 監査役室に所属する職員の異動および評定にあたっては、監査役の意向を尊重する。
- (ウ) 監査役への報告に関する体制
- ・ 取締役等は、次のとおり、職務執行状況等について監査役に報告する。

- ・取締役会および経営会議ならびにカンパニーボードの付議事項について、監査役からの求めに応じ報告する。
 - ・当社に著しい損失を与えるおそれのある事実を知ったときは、ただちに監査役に報告する。
 - ・部門ごとに原則として年1回、当該部門に係る職務執行状況を監査役に報告する。
 - ・重要な決裁文書については決裁後すみやかに、また業務執行に係るその他の文書類についても求めに応じて、監査役の閲覧に供する。
- (エ) 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益を受けないことを確保するための体制
- ・取締役等は、監査役または監査役室に所属する職員に報告をしたことを理由として、報告した者に不利益を及ぼさない。
 - ・監査役および取締役等は、監査役に報告した者が望まない場合、正当な理由なく、その者の氏名等個人を特定できる情報を社内または社外に開示しない。
- (オ) 監査費用等に関する事項
- ・監査役が職務上必要と認める費用等を請求したときは、すみやかに当該費用等を支払う。
- (カ) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制
- ・監査役は、経営会議およびその他重要な会議体ならびにカンパニーボードに出席のうえ、意見を述べることができる。
 - ・社長は、定期的に監査役と代表取締役が経営全般に関し意見交換する機会を設ける。
 - ・内部監査部門および会計監査人は、監査計画の策定・実施にあたって監査役と協議するとともに、実施結果を監査役に報告する。

オ 中部電力グループの業務の適正を確保するための体制

- ・中部電力グループの業務の適正および効率性を確保するため、グループ会社を統括する部門を設置し、グループ会社全般に関する経営戦略・方針の立案を行うとともに、社内規程類を整備し、経営上の特に重要な事項について協議または報告を求めるなど、グループ会社の経営管理を行う。また、グループ会社を統括する部門は、グループ各社の事業の概況を当社監査役に報告する。
- ・グループ各社のリスクについては、各社が把握・評価・管理する。また、個別会社毎に当該会社の社長と当社の社長等で構成するグループ経営戦略会議を原則として年1回開催し、当該会社の経営施策と併せて経営に重大な影響を与えるリスクについて検討する。当社監査役は、これに出席のうえ、意見を述べるができる。
- ・当社の取締役等ならびにグループ会社の取締役等および監査役は、グループ会社においてグループ経営に重大な影響を与える事象が発生した場合、すみやかに状況把握を行うとともに、当社監査役に報告する。
- ・中部電力グループにおけるコンプライアンス推進のため、中電グループ・コンプライアンス推進協議会を設置するとともに、グループコンプライアンス基本方針を制定する。また、グループ各社のコンプライアンス経営を推進するため、各社において、コンプライアンス委員会またはコンプライアンス担当の取締役等・部署の設置その他推進体制を整備するとともに、基本方針の制定をはじめとする自律的な取り組みを行う。
- ・コンプライアンス違反事象の未然防止・早期改善のため、グループ各社が必要に応じ自ら内部通報の窓口を設けるほか、グループ各社共同のコンプライアンスに関する内部通報の窓口「中電グループ・共同ヘルプライン」を設置する。
- ・当社の取締役等または監査役に、必要に応じグループ会社の取締役または監査役を兼務させる。
- ・当社監査役は、グループ会社監査役間の定期的な意見交換を行う。
- ・当社の内部監査部門は、必要に応じてグループ会社に対して内部監査を行い、その結果を社長および監査役に報告する。

(注) 当社は、「会社の業務の適正を確保するための体制」について、平成18年4月27日開催の取締役会において決議し、その後適時適切に内容を改定しております。

(2) 体制の運用状況の概要

「会社の業務の適正を確保するための体制」の運用状況の概要は、次のとおりであります。

ア 経営管理に関する体制

平成 29 年度において取締役会を 14 回開催し、法令および定款所定の事項ならびに経営上重要な事項について審議し決議している。このほかの業務執行における重要事項については、経営執行会議において審議または報告している。

社外取締役は、取締役会へ出席するほか、代表取締役との定期的な意見交換等を通じ、社外の視点から取締役の職務執行を監督している。

また、グループ内部監査を含め内部監査の実施結果について、随時、社長および監査役に報告している。

このほか、中部電力グループ CSR 宣言を実践するための基本方針として、中部電力グループコーポレート・ガバナンス基本方針を制定している。

イ リスク管理に関する体制

経営に重大な影響を与えるリスクおよび各部が業務執行上管理するリスクについては、経営計画策定のプロセスにおいて対策やリスクの状況を確認し、適切に取締役会および経営会議に報告している。

非常災害の発生に備え、全社的な防災訓練等を実施し、非常時の体制および対応について確認している。

また、原子力の自主的・継続的な安全性向上に係る取り組みについては、原子力安全向上会議を定期的で開催し、原子力部門における安全性向上への取り組みや内部監査結果等について確認するとともに、アドバイザリーボードの開催により社外有識者の知見の反映に努めている。

ウ コンプライアンスに関する体制

コンプライアンス推進会議を半期ごとに開催し、中部電力グループコンプライアンス基本方針にもとづくコンプライアンス推進施策の策定、その実施状況の確認を行うとともに、ヘルプラインへの相談事項について報告し、その対応方針の検討等を行っている。

ヘルプラインへの相談のなかで対応が必要な事象については、すみやかに事実確認を行い、適切に対処している。

エ 監査に関する体制

監査役直属の監査役室を設置し、監査役室に所属する職員について取締役からの独立性を確保している。

監査役は、取締役会、経営会議およびその他重要な会議への出席、職務執行状況の聴取ならびに重要な決裁文書の閲覧等を実施するとともに、定期的に代表取締役と経営全般に関し意見交換を行い、内部監査部門および会計監査人から随時報告を受けること等により、取締役の職務執行全般を監査している。

また、監査役に報告した者が不利益を受けないことを確保するための体制および監査役の職務について生ずる費用等に関する事項等について、適切に運用している。

オ 中部電力グループの業務の適正を確保するための体制

グループ経営戦略会議や定期的な報告を通じ、グループ会社の経営状況やリスク管理状況について適切に統括・管理している。

中電グループ・コンプライアンス推進協議会を通じてグループ各社のコンプライアンス推進を支援している。

中電グループ・共同ヘルプラインへの相談のなかで対応が必要な事象については、すみやかに事実確認を行い、適切に対処している。

2. 連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	430,777	70,794	1,136,801	△ 1,206	1,637,166
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△ 22,717		△ 22,717
親会社株主に帰属する当期純利益			74,372		74,372
自己株式の取得				△ 707	△ 707
自己株式の処分			△ 2	23	21
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		10			10
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	—	10	51,652	△ 684	50,978
当連結会計年度末残高	430,777	70,805	1,188,453	△ 1,891	1,688,145

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	39,485	△ 7,817	24,682	△ 8,248	48,101	39,445	1,724,713
当連結会計年度変動額							
剰余金の配当							△ 22,717
親会社株主に帰属する当期純利益							74,372
自己株式の取得							△ 707
自己株式の処分							21
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							10
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	△ 836	1,634	△ 4,718	△ 2,584	△ 6,503	22,754	16,250
当連結会計年度変動額合計	△ 836	1,634	△ 4,718	△ 2,584	△ 6,503	22,754	67,229
当連結会計年度末残高	38,649	△ 6,182	19,964	△ 10,833	41,597	62,199	1,791,942

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 32社 (すべての子会社を連結の範囲に含めている。)

(異動の状況)

新規 3社

Chubu Electric Power & MUL Germany Transmission GmbH, CEPO 半田バイオマス発電㈱, 合同会社 CEPCO-R は、出資により、連結の範囲に含めている。

(2) 主要な連結子会社の名称

㈱シーエナジー, ダイヤモンドパワー㈱, ㈱トーエネック, 中電興業㈱, 中部精機㈱, 中電配電サポート㈱, 中電不動産㈱, ㈱中電オートリース, ㈱中部プラントサービス, ㈱シーテック, ㈱テクノ中部, 知多エル・エヌ・ジー㈱, ㈱中電シーティアーアイ, ㈱トーエネックサービス, 旭シンクロテック㈱

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数 27社 (すべての関連会社を持分法の適用範囲に含めている。)

(異動の状況)

新規 3社

Diamond Germany 1.Transmission GmbH, Diamond Germany 2.Transmission GmbH, C&M リニューアブルエナジー合同会社は、出資により、持分法の適用範囲に含めている。

(2) 主要な持分法適用関連会社の名称

愛知電機㈱, 東海コンクリート工業㈱, 新日本ヘリコプター㈱, 中部テレコミュニケーション㈱, ㈱JERA, Diamond Germany 1.Transmission GmbH, Diamond Germany 2.Transmission GmbH

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は、TOENEC PHILIPPINES INCORPORATED 他3社であり、いずれも12月31日を決算日としている。連結計算書類の作成にあたっては、当該連結子会社の決算日現在の計算書類を使用している。

なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っている。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券のうち時価のあるものは決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものは移動平均法による原価法によっている。

② デリバティブ

時価法によっている。

③ たな卸資産

たな卸資産のうち燃料は総平均法による原価法(連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっている。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産は定率法、無形固定資産は定額法によっている。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売掛債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、破産更生債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

② 原子力発電所運転終了関連損失引当金

浜岡原子力発電所1, 2号機の運転終了に伴い、今後発生する費用または損失に備えるため、当連結会計年度末における合理的な見積額を計上している。

③ 濁水準備引当金

濁水による損失に備えるため、電気事業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第72号)附則第16条第3項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法第1条の規定による改正前の電気事業法(昭和39年法律第170号)第36条の規定による引当限度額を計上している。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 重要なヘッジ会計の方法

イ ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ、金利スワップの特例処理及び振当処理によっている。

ロ ヘッジ手段とヘッジ対象

通貨スワップや金利スワップ等のデリバティブ取引をヘッジ手段とし、資金調達から発生する債務等をヘッジ対象としている。

ハ ヘッジ方針

当社グループ業務の範囲内における、実需取引に基づくキャッシュ・フローを対象とし、市場変動等による損失回避またはコストの低減を図る目的で、デリバティブ取引を実施している。

ニ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジに高い有効性があると認められるため、有効性の評価を省略している。

② 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に充てるため、当連結会計年度末における退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債（年金資産の額が退職給付債務を超える場合には退職給付に係る資産）に計上している。

イ 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

ロ 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（連結子会社 15 年）による定額法により費用処理している。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（当社 3 年、連結子会社 3～15 年）による定額法（一部の連結子会社は定率法）により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度（一部の連結子会社は発生当連結会計年度）から費用処理することとしている。

③ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、発生原因に応じ 20 年以内で均等償却を行っている。

④ 使用済燃料の再処理等の実施に要する費用の計上方法

使用済燃料の再処理等の実施に要する費用のうち、平成 17 年度の引当金計上基準変更に伴い生じた差異については、「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」（平成 28 年 9 月 30 日 経済産業省令第 94 号）附則第 4 条の定めに従い、平成 31 年度まで均等額を拠出金として使用済燃料再処理機構に納付することにより費用計上する方法によっている。

なお、当連結会計年度末における未計上額は、16,496 百万円である。

⑤ 特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法

有形固定資産のうち特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法は、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（平成元年 5 月 25 日 通商産業省令第 30 号）の定めに従い、原子力発電施設解体費の総見積額を運転期間に安全貯蔵期間を加えた期間にわたり、定額法により費用計上する方法によっている。

（追加情報）

平成 30 年 4 月 1 日に「原子力発電施設解体引当金に関する省令等の一部を改正する省令」（平成 30 年 3 月 30 日 経済産業省令第 17 号）が施行され、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（平成元年 5 月 25 日 通商産業省令第 30 号）が改正されたため、同施行日以降は、運転期間にわたり定額法により費用計上する方法に変更することとなる。

⑥ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

（連結貸借対照表に関する注記）

1 担保資産及び担保付債務

(1) 当社

担保提供資産

当社の全資産は、社債及び株式会社日本政策投資銀行からの借入金の一般担保に供している。

上記に対応する債務

社債	679,260 百万円	（連結貸借対照表計上額 679,259 百万円）
株式会社日本政策投資銀行借入金	343,534 百万円	
金融商品に関する会計基準における経過措置を適用した債務履行引受契約により債務の履行を委任した社債	91,050 百万円	

(2) 連結子会社	
担保提供資産	
その他の固定資産	492 百万円
上記に対応する債務	
長期借入金	15 百万円
(3) 一部の連結子会社の出資会社における金融機関からの借入金等に対して担保に供している資産	
長期投資	73 百万円
関係会社長期投資	1,296 百万円

なお、出資会社が債務不履行となった場合の連結子会社の負担は、上記のいずれの資産についても当該資産額に限定されている。

2 有形固定資産の減価償却累計額	10,052,879 百万円
3 たな卸資産の内訳	
商品及び製品	746 百万円
仕掛品	4,818 百万円
原材料及び貯蔵品	69,492 百万円

4 保証債務等

(1) 社債及び借入金に対する保証債務	
日本原燃株式会社	108,731 百万円
従業員（住宅財形借入ほか）	56,061 百万円
日本原子力発電株式会社	38,095 百万円
Cricket Valley Energy Partners LLC	21,701 百万円
Ichthys LNG Pty Ltd.	12,612 百万円
MT Falcon Holdings Company, S. A. P. I. de C. V.	8,693 百万円
PT. Cirebon Energi Prasarana	3,271 百万円
Phoenix Power Company SAOG	1,811 百万円
バジャドリド発電会社	1,749 百万円
楽天信託株式会社	1,405 百万円
メサイード発電会社	929 百万円
ラスラファンC事業会社	836 百万円
たはらソーラー合同会社	339 百万円
鈴川エネルギーセンター株式会社	259 百万円

(2) その他契約の履行に対する保証債務	
JERA Energy America LLC	17,307 百万円
MT Falcon Holdings Company, S. A. P. I. de C. V.	3,987 百万円
バジャドリド発電会社	1,072 百万円
ダイヤモンドパワー株式会社	810 百万円
Goreway Power Station Holdings Inc.	629 百万円
Phoenix Operation and Maintenance Company LLC	482 百万円
PT. Cirebon Energi Prasarana	246 百万円
Phoenix Power Company SAOG	198 百万円
JERA Americas Inc.	4 百万円

(3) 社債の債務履行引受契約に係る偶発債務

次の社債については、金融商品に関する会計基準における経過措置を適用した債務履行引受契約を締結し、債務の履行を委任している。

第 418 回社債（引受先 株式会社みずほ銀行）	37,550 百万円
第 424 回社債（引受先 株式会社三菱東京 UFJ 銀行）	24,500 百万円
第 426 回社債（引受先 株式会社三菱東京 UFJ 銀行）	29,000 百万円

5 会社法以外の法令の規定による引当金

脱水準備引当金

電気事業法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 72 号）附則第 16 条第 3 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法第 1 条の規定による改正前の電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 36 条の規定により計上している。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

- 1 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数
 普通株式 758,000,000 株
- 2 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年6月28日 定時株主総会	普通株式	11,359	15	平成29年3月31日	平成29年6月29日
平成29年10月27日 取締役会	普通株式	11,358	15	平成29年9月30日	平成29年11月30日

- 3 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項
 平成30年6月27日開催の定時株主総会において、次の議案を付議する予定である。

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成30年6月27日 定時株主総会	普通株式	15,135	利益剰余金	20	平成30年3月31日	平成30年6月28日

(金融商品に関する注記)

- 1 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、主に電気事業の運営上必要な設備資金を、社債発行や銀行借入等により調達し、短期的な運転資金は、主に短期社債により調達することを基本としている。また、資金運用については譲渡性預金等の安全性の高い金融資産に限定している。デリバティブ取引については、当社グループ業務の範囲内で、リスク回避を目的として利用しており、投機目的のために利用することはない。

有価証券は、譲渡性預金、株式及び一部の子会社が保有する債券等であり、株式及び債券等については定期的に時価や発行体の財務・事業状況等を確認している。

受取手形及び売掛金は、電気供給約款等に基づき、顧客ごとに期日管理及び残高管理を行っている。

有利子負債残高の大半は、社債、長期借入金の長期資金であるものの、その大部分を固定金利で調達していることから、業績への影響は限定的と考えられる。

デリバティブ取引については、取引の実施権限、管理・報告方法等を定めた社内規程に基づき、資金調達に伴い発生する金融負債等を対象とした通貨スワップ取引や金利スワップ取引等を実施している。

- 2 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていない((注2)参照)。

(単位 百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
資産			
(1) 有価証券	192,819	190,621	△2,197
(2) 現金及び預金	181,631	181,631	—
(3) 受取手形及び売掛金	291,341	291,341	—
負債			
(4) 社債(※1)	679,259	691,616	12,356
(5) 長期借入金(※1)	1,537,330	1,606,141	68,811
(6) 短期借入金	370,945	370,945	—
(7) 支払手形及び買掛金	133,057	133,057	—
(8) デリバティブ取引(※2)	(3,268)	(3,268)	—

(※1) (4) 社債及び(5) 長期借入金には1年以内に返済予定のものを含めている。

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務を純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示している。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

- (1) 有価証券

株式は取引所の価格により、債券は取引所の価格または取引先金融機関から提示された価格によっている。譲渡性預金等、短期間で決済されるものは、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

- (2) 現金及び預金、並びに(3) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

- (4) 社債

市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは、新規に同様の社債を発行した場合に想定される条件により算定している。

- (5) 長期借入金

新規に同様の借入を行った場合に想定される条件により算定している。

- (6) 短期借入金、並びに(7) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(8) デリバティブ取引

金融機関との取引は、取引先金融機関から提示された価格によっている。なお、為替予約等の振当処理あるいは金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象と一体として処理されているため、その時価は当該ヘッジ対象の時価を含めて表示している。

(注2) 非上場株式等（連結貸借対照表計上額 498,506 百万円）は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もるには過大なコストを要すると見込まれる。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「(1) 有価証券」には含めていない。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	2,285円87銭
1株当たり当期純利益	98円24銭

(その他の注記)

1 連結計算書類の用語、様式及び作成方法

連結計算書類については、「会社計算規則」（平成18年2月7日 法務省令第13号）に準拠し、「電気事業会計規則」（昭和40年6月15日 通商産業省令第57号）に準じて作成している。

2 減損損失（特別損失）

火力発電所等の減損損失 23,356 百万円を特別損失として計上している。

3 燃料受入・貯蔵・送ガス事業及び既存火力発電事業等の株式会社 J E R A への統合に係る合意について

当社は、平成30年2月27日開催の取締役会において、東京電力ホールディングス株式会社の100%子会社である東京電力フエール&パワー株式会社（以下、「東京電力FP」という）と平成29年6月8日に締結した合弁契約に基づき、両社の燃料受入・貯蔵・送ガス事業及び既存火力発電事業等（以下、「本件事業」という）を株式会社 J E R A（以下、「J E R A」という）へ統合する諸条件や手続きに関する事項等を定めた関連合意書（以下、「本関連合意書」という）を締結する旨を決議し、同日付で本関連合意書を締結した。

本関連合意書により、当社及び東京電力FPは、関係者との協議等必要な手続きを踏まえ、平成31年4月1日を効力発生日として本件事業を吸収分割の方法により J E R A に承継させる（以下、「本件吸収分割」という）予定である。

本件吸収分割の効力発生については、平成30年6月27日開催予定の第94期定時株主総会において関連議案が承認可決されることが前提条件となる。

本件事業の統合については、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日）に基づき、共同支配企業の形成として処理する予定である。

3. 計算書類

株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金						自己株式	株主資本 合計
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益剰余金				利益剰余金 合計		
				海外投資等 損失準備金	特定災害 防止準備金	別 途 積立金	繰越利益 剰 余 金			
当事業年度期首残高	430,777	70,689	93,628	10	12	443,000	349,574	886,225	△ 1,149	1,386,543
当事業年度変動額										
剰余金の配当							△ 22,717	△ 22,717		△ 22,717
当期純利益							48,535	48,535		48,535
海外投資等損失 準備金の取崩				△ 3			3	—		—
特定災害防止 準備金の取崩					△ 0		0	—		—
自己株式の取得									△ 707	△ 707
自己株式の処分							△ 2	△ 2	23	21
株主資本以外の 項目の当該事業 年度変動額 (純額)										
当事業年度変動額合計	—	—	—	△ 3	△ 0	—	25,818	25,814	△ 684	25,130
当事業年度末残高	430,777	70,689	93,628	6	12	443,000	375,393	912,040	△ 1,834	1,411,673

	評価・換算差額等			純資産 合計
	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評価・換算 差額等合計	
当事業年度期首残高	36,894	△ 2,845	34,049	1,420,592
当事業年度変動額				
剰余金の配当				△ 22,717
当期純利益				48,535
海外投資等損失 準備金の取崩				—
特定災害防止 準備金の取崩				—
自己株式の取得				△ 707
自己株式の処分				21
株主資本以外の 項目の当該事業 年度変動額 (純額)	△ 1,157	481	△ 675	△ 675
当事業年度変動額合計	△ 1,157	481	△ 675	24,454
当事業年度末残高	35,736	△ 2,363	33,373	1,445,047

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

関係会社株式は移動平均法による原価法によっている。

その他有価証券のうち時価のあるものは決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものは移動平均法による原価法によっている。

(2) デリバティブ

時価法によっている。

(3) たな卸資産

貯蔵品のうち燃料は総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっている。

2 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は定率法、無形固定資産は定額法によっている。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、破産更生債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に充てるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしている。

(3) 原子力発電所運転終了関連損失引当金

浜岡原子力発電所1、2号機の運転終了に伴い、今後発生する費用または損失に備えるため、当事業年度末における合理的な見積額を計上している。

(4) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上している。

(5) ポイント引当金

お客さまに付与したポイントの利用により発生する費用に備えるため、当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を計上している。

(6) 漏水準備引当金

漏水による損失に備えるため、電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第16条第3項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法第1条の規定による改正前の電気事業法（昭和39年法律第170号）第36条の規定による引当限度額を計上している。

4 その他貸借対照表等の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ、金利スワップの特例処理及び振当処理によっている。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

通貨スワップや金利スワップ等のデリバティブ取引をヘッジ手段とし、資金調達から発生する債務等をヘッジ対象としている。

③ ヘッジ方針

当社業務の範囲内における、実需取引に基づくキャッシュ・フローを対象とし、市場変動等による損失回避またはコストの低減を図る目的で、デリバティブ取引を実施している。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジに高い有効性があると認められるため、有効性の評価を省略している。

(2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっている。

(3) 使用済燃料の再処理等の実施に要する費用の計上方法

使用済燃料の再処理等の実施に要する費用のうち、平成17年度の引当金計上基準変更に伴い生じた差異については、「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」（平成28年9月30日 経済産業省令第94号）附則第4条の定めに従い、平成31年度まで均等額を拠出金として使用済燃料再処理機構に納付することにより費用計上する方法によっている。

なお、当事業年度末における未計上額は、16,496百万円である。

(4) 特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法

有形固定資産のうち特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法は、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」(平成元年5月25日 通商産業省令第30号)の定めに従い、原子力発電施設解体費の総見積額を運転期間に安全貯蔵期間を加えた期間にわたり、定額法により費用計上する方法によっている。

(追加情報)

平成30年4月1日に「原子力発電施設解体引当金に関する省令等の一部を改正する省令」(平成30年3月30日 経済産業省令第17号)が施行され、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」(平成元年5月25日 通商産業省令第30号)が改正されたため、同施行日以降は、運転期間にわたり定額法により費用計上する方法に変更することとなる。

(5) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

(貸借対照表に関する注記)

1 担保資産及び担保付債務

担保提供資産

当社の全資産は、社債及び株式会社日本政策投資銀行からの借入金の一般担保に供している。

上記に対応する債務

社債	679,260百万円 (貸借対照表計上額 679,259百万円)
株式会社日本政策投資銀行借入金	343,534百万円
金融商品に関する会計基準における経過措置を適用した債務履行引受契約により債務の履行を委任した社債	91,050百万円

2 有形固定資産の減価償却累計額 9,810,159百万円

3 保証債務等

(1) 社債及び借入金に対する保証債務

日本原燃株式会社	108,731百万円
従業員 (住宅財形借入ほか)	56,061百万円
日本原子力発電株式会社	38,095百万円
Cricket Valley Energy Partners LLC	21,701百万円
Ichthys LNG Pty Ltd.	12,612百万円
MT Falcon Holdings Company, S. A. P. I. de C. V.	8,693百万円
PT. Cirebon Energi Prasarana	3,271百万円
Phoenix Power Company SAOG	1,811百万円
バジャドリド発電会社	1,749百万円
メサイード発電会社	929百万円
ラスラファンC事業会社	836百万円
鈴川エネルギーセンター株式会社	259百万円

(2) その他契約の履行に対する保証債務

JERA Energy America LLC	17,307百万円
MT Falcon Holdings Company, S. A. P. I. de C. V.	3,987百万円
バジャドリド発電会社	1,072百万円
ダイヤモンドパワー株式会社	810百万円
Goreway Power Station Holdings Inc.	629百万円
Phoenix Operation and Maintenance Company LLC	482百万円
PT. Cirebon Energi Prasarana	246百万円
Phoenix Power Company SAOG	198百万円
JERA Americas Inc.	4百万円

(3) 社債の債務履行引受契約に係る偶発債務

次の社債については、金融商品に関する会計基準における経過措置を適用した債務履行引受契約を締結し、債務の履行を委任している。

第418回社債 (引受先 株式会社みずほ銀行)	37,550百万円
第424回社債 (引受先 株式会社三菱東京UFJ銀行)	24,500百万円
第426回社債 (引受先 株式会社三菱東京UFJ銀行)	29,000百万円

4 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

長期金銭債権	7,521百万円
短期金銭債権	3,090百万円
長期金銭債務	15,615百万円
短期金銭債務	145,656百万円

5 損益計算書に記載されている附帯事業に係る固定資産の金額

ガス供給事業

専用固定資産	1,356百万円
他事業との共用固定資産の配賦額	12,527百万円
合計額	13,883百万円

6 会社法以外の法令の規定による引当金

 濁水準備引当金

 電気事業法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 72 号）附則第 16 条第 3 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法第 1 条の規定による改正前の電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 36 条の規定により計上している。

7 株式会社日本政策投資銀行借入金 343,534 百万円

(損益計算書に関する注記)

1 関係会社との取引高

 営業取引による取引高

 費用 211,101 百万円 収 益 21,808 百万円

 営業取引以外の取引による取引高 345 百万円

2 減損損失（特別損失）

 火力発電所等の減損損失 22,310 百万円を特別損失として計上している。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

 当事業年度の末日における自己株式の数

 普通株式 1,205,963 株

(税効果会計に関する注記)

 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

 繰延税金資産

 退職給付引当金 34,507 百万円

 減価償却費損金算入限度超過額 32,920 百万円

 資産除去債務 32,155 百万円

 地役権償却額 30,646 百万円

 減損損失 17,287 百万円

 使用済燃料再処理費用 13,899 百万円

 その他 72,387 百万円

 繰延税金資産小計 233,805 百万円

 評価性引当額 △48,981 百万円

 繰延税金資産合計 184,823 百万円

 繰延税金負債

 その他有価証券評価差額金 △11,416 百万円

 前払年金費用 △ 7,432 百万円

 その他 △ 6,291 百万円

 繰延税金負債合計 △25,139 百万円

 繰延税金資産の純額 159,683 百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

 子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	当事業年度 末残高 (百万円)
子会社	中電ビジネス サポート(株)	(所有) 直接 100.0%	資金借入	資金借入(注1)	5,700	関係会社 長期債務	11,700
					66,352	関係会社 短期債務	68,100
				利息支払(注1)	209	—	—
関連会社	(株)JERA	(所有) 直接 50.0%	燃料の購入 役員の兼任等	燃料の購入(注2)	613,396	関係会社 短期債務	22,140

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)市場金利を勘案して利率を合理的に決定している。また、関係会社短期債務における取引金額は、期中の平均残高を記載している。

(注2)市場実勢を勘案し、交渉の上決定している。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 1,909円43銭

1株当たり当期純利益 64円10銭

(その他の注記)

1 電気事業会計規則の改正

貸借対照表等は、「電気事業会計規則」(昭和40年6月15日通商産業省令第57号)が改正されたため、改正後の電気事業会計規則により作成している。

2 燃料受入・貯蔵・送ガス事業及び既存火力発電事業等の株式会社JERAへの統合に係る合意について

当社は、平成30年2月27日開催の取締役会において、東京電力ホールディングス株式会社の100%子会社である東京電力フュエル&パワー株式会社(以下、「東京電力FP」という)と平成29年6月8日に締結した合弁契約に基づき、両社の燃料受入・貯蔵・送ガス事業及び既存火力発電事業等(以下、「本件事業」という)を株式会社JERA(以下、「JERA」という)へ統合する諸条件や手続きに関する事項等を定めた関連合意書(以下、「本関連合意書」という)を締結する旨を決議し、同日付で本関連合意書を締結した。

本関連合意書により、当社及び東京電力FPは、関係者との協議等必要な手続きを踏まえ、平成31年4月1日を効力発生日として本件事業を吸収分割の方法によりJERAに承継させる(以下、「本件吸収分割」という)予定である。

本件吸収分割の効力発生については、平成30年6月27日開催予定の第94期定時株主総会において関連議案が承認可決されることが前提条件となる。

本件事業の統合については、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号平成25年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号平成25年9月13日)に基づき、共同支配企業の形成として処理する予定である。

4. 株主総会参考書類

吸収分割承継会社（株式会社JERA）の最終事業年度における計算書類等の内容

貸借対照表 (2017年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	191,186	流動負債	130,508
現金及び預金	69,389	買掛金	42,842
売掛金	104,912	短期借入金	54,000
商品	5,118	未払金	31,858
前払費用	374	未払費用	386
その他	11,391	未払法人税等	673
固定資産	330,863	前受金	720
有形固定資産	641	預り金	23
建物	390	その他	4
工具器具及び備品	250	固定負債	4,102
無形固定資産	2,867	関係会社長期借入金	4,100
商標権	42	繰延税金負債	2
ソフトウェア	333	負債合計	134,611
ソフトウェア仮勘定	2,491	(純資産の部)	
投資その他の資産	327,354	株主資本	387,432
投資有価証券	6,366	資本金	5,000
関係会社株式	304,270	資本剰余金	373,209
その他の関係会社有価証券	10	資本準備金	1,250
関係会社長期貸付金	16,130	その他資本剰余金	371,959
その他	577	利益剰余金	9,222
		その他利益剰余金	9,222
		繰越利益剰余金	9,222
		評価・換算差額等	6
		その他有価証券評価差額金	6
		純資産合計	387,438
資産合計	522,050	負債・純資産合計	522,050

損益計算書
 (2016年4月1日から
 2017年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		1,178,094
売上原価		1,178,212
売上総損失		117
販売費及び一般管理費		3,492
営業損失		3,610
営業外収益		
受取配当金	11,975	
その他	1,273	13,249
営業外費用		
外国源泉税	553	
支払利息	84	
その他	0	638
経常利益		8,999
税引前当期純利益		8,999
法人税、住民税及び事業税	224	
法人税等調整額	54	279
当期純利益		8,720

株主資本等変動計算書
 (2016年4月1日から
 2017年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主 資本 合計	その 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金		評価・換算 差額等合計
		資 本 準 備 金	その 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	その 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計				
当期首残高	5,000	1,250	38,593	39,843	502	502	45,345	—	—	45,345
当期変動額										
吸収分割による増加	—	—	333,366	333,366	—	—	333,366	—	—	333,366
当期純利益	—	—	—	—	8,720	8,720	8,720	—	—	8,720
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	6	6	6
当期変動額合計	—	—	333,366	333,366	8,720	8,720	342,086	6	6	342,093
当期末残高	5,000	1,250	371,959	373,209	9,222	9,222	387,432	6	6	387,438

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のない有価証券は、移動平均法による原価法によっております。

たな卸資産

個別法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は定率法によっております。

無形固定資産は定額法によっております。

(3) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

振当処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・為替予約取引

ヘッジ対象・・・外貨建営業債務

③ ヘッジ方針

燃料購入価格変動によるリスクをヘッジすることを目的として、為替予約取引を実施しております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

リスク管理方針に従い、原則として為替予約の締結時にヘッジ対象と同一通貨建による同一金額で同一期日の為替予約を振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されていることから、有効性の評価を省略しております。

(4) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額

175 百万円

(2) 保証債務等

① 借入金に対する保証債務

Ichthys LNG Pty Ltd.	13,193百万円
Cricket Valley Energy Partners, LLC	9,995百万円
TeaM Energy Corporation	8,671百万円
Carroll County Energy Holdings, LLC	8,143百万円
MT Falcon Holdings Company, S.A.P.I. de C.V.	3,458百万円
Phoenix Power Company SAOG	1,940百万円
その他	4,644百万円
合計	50,047百万円

② 電力販売契約の履行などに対する保証債務

JERA Energy America LLC	7,689百万円
MT Falcon Holdings Company, S.A.P.I. de C.V.	4,179百万円
株式会社常陸那珂ジェネレーション	2,988百万円
TeaM Sual Corporation	1,682百万円
KEPCO Ilijan Corporation	1,211百万円
Compania de Generacion Valladolid, S. de R.L. de C.V.	1,121百万円
PT IPM Operations and Maintenance Indonesia	750百万円
その他	1,905百万円
合計	21,529百万円

(注)上記①及び②には東京電力ホールディングス株式会社、東京電力フュエル&パワー株式会社及び中部電力株式会社（以下「保証会社」といいます。）が行っている債務保証が含まれております。保証会社に損失が生じた場合には当社がこれを補填する契約を締結していることから、当社が保証債務を負担した場合と実質的・経済的に同等の効果をもたらすものとして記載しております。

（保証会社別の内訳）

中部電力株式会社	55,314百万円
東京電力ホールディングス株式会社	12,794百万円
東京電力フュエル&パワー株式会社	945百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権・債務

関係会社に対する短期金銭債権	114,693百万円
関係会社に対する長期金銭債権	16,130百万円
関係会社に対する短期金銭債務	1,125百万円
関係会社に対する長期金銭債務	4,100百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
売上高	1,149,122百万円
仕入高	29,679百万円
営業取引以外の取引	12,345百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における発行済株式の総数

普通株式	10,000,000 株
------	--------------

(注)東京電力フュエル&パワー株式会社及び中部電力株式会社を分割会社、当社を承継会社とする吸収分割（効力発生日：2016年7月1日）に伴い、普通株式の発行済株式総数が904,000株増加しております。

なお、これによる資本金の増加はありません。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生は、未払事業税であり、将来減算一時差異の全額に評価性引当額を計上しているため繰延税金資産を計上していません。

繰延税金負債の発生は、その他有価証券評価差額であります。

6. 金融商品に関する注記

(1)金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金に限定し、また金融機関等からの借入により資金を調達しております。

売掛金は燃料の販売事業収益に係る債権等であり、顧客の信用リスクに晒されておりますが、取引先は優良な株主等に限定されております。

投資有価証券、関係会社株式は非上場の株式であり、定期的に発行体の財務状況等を把握しております。

長期貸付金は子会社に対する貸付であり、定期的に貸付先の財務状況等を把握しております。

長期借入金の子会社への貸付の原資であり、固定金利であります。

買掛金は燃料調達に係る債務であり、主に1ヵ月以内の短期の決済であります。なお外貨建ての買掛金については為替変動リスクに晒されていますが、為替予約を利用してヘッジしております。デリバティブ取引については、取引の実施権限等を定めた社内規程に基づき、燃料調達債務を対象とした為替予約取引を実施しております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2017年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（注2参照）。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
資産			
① 現金及び預金	69,389	69,389	—
② 売掛金	104,912	104,912	—
③ 関係会社長期貸付金	16,130	20,459	4,329
負債			
④ 買掛金※1	42,842	42,842	—
⑤ 短期借入金	54,000	54,000	—
⑥ 未払金	31,858	31,858	—
⑦ 関係会社長期借入金	4,100	5,123	1,023

※1 デリバティブ取引

為替予約の振当処理は、ヘッジ対象と一体として処理しているため、その時価は当該ヘッジ対象の時価に含めて表示しています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

① 現金及び預金、② 売掛金、④ 買掛金、⑤ 短期借入金、⑥ 未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③ 関係会社長期貸付金

関係会社長期貸付金の時価については、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

⑦ 関係社長期借入金

関係社長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
① 投資有価証券	6,366
② 関係会社株式	304,270
③ その他の関係会社有価証券	10

市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (注1)	科目	当事業年度末 残高(注1)
その他の関係会社	中部電力株式会社	愛知県名古屋市	430,777	電気事業	被所有 直接50%	事業承継 燃料販売 保証債務 役員の兼任等	吸収分割 承継資産(注2)	224,959	-	-
							吸収分割 承継負債(注2)	154	-	-
							LNG販売(注3)	420,588	売掛金	33,311
							保証債務(注4)	55,314	-	-
その他の関係会社	東京電力 フュエル&パワー 株式会社	東京都千代田区	30,000	電気事業	被所有 直接50%	事業承継 燃料販売 役員の兼任等	吸収分割 承継資産(注2)	109,423	-	-
							吸収分割 承継負債(注2)	862	-	-
							LNG販売(注3)	726,405	売掛金	70,977
その他の関係会社	東京電力 ホールディングス 株式会社	東京都千代田区	1,400,975	電気事業	被所有 間接50%	保証債務等	保証債務(注4)	12,794	-	-
子会社	株式会社 常陸那珂 ジェネレーション	茨城県 那珂郡 東海村	50	電気事業	所有 直接100%	役員の兼任等	資金の貸付(注5)	16,130	関係会社 長期 貸付金	16,130
子会社	JERA Power International B.V.	オランダ	百万米ドル 2,620	投資事業	所有 直接100%	役員の兼任等	現物出資(注6)	139,915	-	-
子会社	JERA Freeport Holdings Inc.	アメリカ	百万米ドル 0	投資事業	所有 直接100%	役員の兼任等	出資(注7)	9,603	-	-
子会社	JERA Australia Pty Ltd	オーストラリア	百万米ドル 659	投資事業	所有 直接100%	役員の兼任等	現物出資(注8)	5,766	-	-
							出資(注7)	6,371	-	-
子会社	JERA Trading International Pte. Ltd.	シンガポール	百万米ドル 130	投資事業	所有 直接100%	役員の兼任等	現物出資(注9)	10,231	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)取引金額には消費税等が含まれておらず、当事業年度末残高には消費税等が含まれております。

(注2)吸収分割により取得した資産・負債は、適正な帳簿価額により承継したものであります。

- (注3)価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して価格交渉の上で決定しております。
- (注4)「2.貸借対照表に関する注記 (2)保証債務等 (注)」に記載のとおりであります。
- (注5)長期貸付金 16,130百万円は中部電力株式会社からの吸収分割承継資産を含んでおります。
取引条件は、承継前の条件を勘案して決定しております。
- (注6) Tokyo Electric Power Company International B.V. と Chubu Electric Power Company International B.V.の株式をJERA Power International B.V.に現物出資したものです。
- (注7)出資は、子会社が行った増資を引き受けたものであります。
- (注8) JERA Darwin Investment Pty Ltdの株式をJERA Australia Pty Ltdに現物出資したものです。
- (注9) JERA Trading Singapore Pte. Ltd.の株式をJERA Trading International Pte. Ltd.に現物出資したものです。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	38,743円 87銭
1株当たり当期純利益	892円 22銭

9. その他の注記

(重要な会社分割)

当社は、2016年5月23日開催の取締役会において、東京電力フュエル&パワー株式会社及び中部電力株式会社の既存燃料事業（上流・調達）及び既存海外発電・エネルギーインフラ事業（以下「本件事業」）を会社分割（吸収分割）により当社に承継させる吸収分割契約書を締結することを決議し、同日、吸収分割契約書を締結いたしました。

(1)本会社分割の目的

東京電力フュエル&パワー株式会社及び中部電力株式会社の本件事業を当社へ統合することにより、燃料上流・調達から海外発電、国内火力の新設・リプレースに至るまでの事業範囲を当社で一体的かつ最適にマネジメントするためです。

(2)会社分割した事業内容

東京電力フュエル&パワー株式会社の燃料調達事業、燃料上流事業、海外火力IPP事業、株式会社常陸那珂ジェネレーションの実施する火力発電所のリプレース・新設事業、及び中部電力株式会社の燃料調達事業、燃料上流事業、海外発電・エネルギーインフラ事業、株式会社常陸那珂ジェネレーションの実施する火力発電所のリプレース・新設事業

(3)会社分割の形態

東京電力フュエル&パワー株式会社及び中部電力株式会社を分割会社、当社を承継会社とする吸収分割

(4)会社分割の効力発生日

2016年7月1日

(5)会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号）に基づき、共同支配企業の形成として処理いたしました。

承継した資産及び負債の金額については、「7.関連当事者との取引に関する注記」に記載のとおりであります。

事業報告

（ 2016年4月1日から
2017年3月31日まで ）

1. 企業の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、雇用・所得環境が改善し、緩やかな回復基調で推移しました。世界経済は、米国や欧州諸国が緩やかな回復を継続する一方、中国をはじめとするアジア新興国は減速したものの、全体としては、堅調に推移しました。

このような中、新規の燃料調達・燃料関連事業、東京電力フュエル&パワー株式会社（以下、「東電FP」といいます。）及び中部電力株式会社（以下、「中部電力」といい、東電FPと併せて「両社」といいます。）の燃料輸送事業及び燃料トレーディング事業、国内火力発電所の新設・リプレース、新規の海外発電事業等を対象に事業展開していた当社は、2016年7月に、両社の既存燃料事業（上流・調達）、既存海外発電事業等を承継しました。

また、同年9月に国内3地点における火力電源開発計画を公表、同年12月にEDF Trading Limitedの石炭トレーディング事業の統合にかかる最終合意を締結、2017年2月にインドの再生可能エネルギー発電事業者であるReNew Power Private Limitedの株式取得に合意するなど、統合効果を徐々に発揮してきており、当社は、引き続き、承継対象事業の統合効果を最大限発揮できるよう事業運営に努めてまいります。

当社の当年度の収支の状況につきましては、収益面では、燃料の販売及び配当金の受取などにより、経常収益は1兆1,913億円となりました。一方、費用面では、燃料の仕入などにより、経常費用は1兆1,823億円となりました。

この結果、経常損益は89億円の利益となりました。また、当期純損益は87億円の利益となりました。事業別の業績につきましては、次のとおりであります。

区分	売上高
燃料事業	11,770億円
発電事業	9億円

(2) 対処すべき課題

当社を取り巻く環境は、資源価格の変動、各国のエネルギー政策の動向、環境問題への対応などさまざまな不確実性を抱えております。

そのような中、当社は2016年7月に、両社の既存燃料事業（上流・調達）及び既存海外発電事業等を承継したことにより、燃料上流・調達から海外発電、国内火力の新設・リプレースに至るまでの事業範囲を一体的かつ最適にマネジメントする体制が整いました。

また当社は、2016年2月に、2030年度までをターゲットとする事業計画を公表し、国内発電事業（新設・リプレース）、海外発電事業、燃料事業（調達・上流、トレーディング・輸送）における経営目標や成長戦略を提示しております。

今後、各事業別の成長戦略を着実に実行するとともに、燃料単価・環境負荷の低減、調達柔軟性拡大による発電競争力向上、調達規模拡大や最適化による燃料事業強化などの各事業間のシナジー効果を創出し、経営目標の達成を目指してまいります。

これらの事業活動を通じ、国際競争力ある電力・エネルギーの供給を実現し、日本、さらには世界の人の豊かなくらしと産業・経済の活力向上に貢献してまいります。

本年3月28日に両社で基本合意された両社の既存国内火力発電事業等の当社への統合に向け、今後、当社は、関係者との協議等、必要な手続きを進めるとともに、包括的アライアンスの効果を最大限発揮できるように、対象事業の円滑な承継、事業活動の着実な展開を図ってまいります。

(3) 設備投資の状況

当期中に実施しました設備投資のうち、主なものは以下のとおりであります。

- ・オフィス内部造作工事 146 百万円
- ・オフィス家具、事務機器、通信機器等 130 百万円
- ・ソフトウェアの開発費用等（ERP システム等） 2,768 百万円

(4) 資金調達の状況

借入金

借入額 1 兆 8,431 億円

返済額 1 兆 7,850 億円

(5) 事業の譲渡、合併等企業再編行為等

事業譲渡等の日付	事業譲渡等の状況
2016年7月1日	当社は、当社を吸収分割承継会社、東電 FP 及び中部電力を吸収分割会社とし、東電 FP が燃料調達事業、燃料上流事業、海外火力 IPP 事業及び株式会社常陸那珂ジェネレーションの実施する火力発電所のリプレース・新設事業に関して有する権利義務並びに中部電力が燃料調達事業、燃料上流事業、海外発電・エネルギーインフラ事業及び株式会社常陸那珂ジェネレーションの実施する火力発電所のリプレース・新設事業に関して有する権利義務を承継する吸収分割を行いました。

(6) 財産及び損益の状況の推移

(単位：億円)

区分	第1期 2016年3月期	第2期 2017年3月期
売上高	26	11,780
経常利益	8	89
当期純利益	5	87
1株当たり当期純利益(円)	100.32	892.22
総資産	470	5,220

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
JERA Power International B.V.	2,620百万米ドル	100.0%	海外発電・エネルギーインフラ事業への投資
JERA Australia Pty Ltd	659百万米ドル	100.0%	豪州における燃料事業への投資
Tokyo Timor Sea Resources Pty Ltd	206百万米ドル	66.7%	豪州・東チモール共同石油開発海域内におけるガス田開発事業への投資
JERA Trading Singapore Pte.Ltd.	130百万米ドル	100.0%	石炭トレーディング事業
エルエスシー・マリン・トランスポート株式会社	460百万円	70.0%	LNG船輸送事業
JERA Power(Thailand)Co.,Ltd	20百万タイバツ	100.0%	タイにおける発電所の運転保守及びエンジニアリングサービス
株式会社常陸那珂エネルギー	50百万円	100.0%	火力発電所の運転・保守及び電力の販売
JERA Power U.S.A. Inc.	0百万米ドル	100.0%	北米における発電事業への投資
JERA Freeport Holdings Inc.	0百万米ドル	100.0%	北米フリーポートLNGプロジェクトにおけるガス液化事業への投資
JERA Energy America LLC	—	100.0%	北米における天然ガス調達・販売

(注) JERA Trading Singapore Pte.Ltd.は、2017年4月4日付で、EDF Trading Limitedの石炭トレーディング事業の統合に際し、同社より出資を受けたため、当社の出資比率は66.7%となりました。

(8) 主な事業内容

- ① 燃料調達事業
- ② 燃料上流事業
- ③ 燃料輸送事業
- ④ 燃料トレーディング事業
- ⑤ 国内火力発電所のリプレース・新設事業
- ⑥ 海外発電・エネルギーインフラ事業
- ⑦ その他付帯関連する事業

(9) 主要な事業所

会社名	事務所名	所在地	設置年月日
株式会社JERA	本社	東京都中央区日本橋二丁目7番地1号	2015年4月30日

(10) 従業員の状況

従業員数	前期末比
284名	+219名

(注)従業員数は就業員数であります。

(11) 主要な借入先

借入先	借入残高
株式会社みずほ銀行	180億円
株式会社三井住友銀行	180億円
株式会社三菱東京UFJ銀行	180億円
東京電力フュエル&パワー株式会社	20億円
中部電力株式会社	20億円

2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数
50,000,000 株
- (2) 発行可能種類株式総数
普通株式 50,000,000 株
A 種類株式 2 株
- (3) 発行済株式の総数
10,000,000 株
- (4) 発行済種類株式の数
普通株式 10,000,000 株
A 種類株式 1 株
- (5) 株主数
普通株主 2 名
A 種類株式 1 名
- (6) 大株主
普通株式

株主名	持株数	出資比率
東京電力フュエル&パワー株式会社	5,000,000 株	50.0%
中部電力株式会社	5,000,000 株	50.0%

3. 新株予約権に関する事項

当社は、2015年9月11日付臨時株主総会決議に基づき、2015年10月1日付で、中部電力及び東電FPに対し、以下のとおり新株予約権を発行しております。

新株予約権の名称	株式会社JERA第1回新株予約権
新株予約権の数	2個
新株予約権の目的である株式の種類及び数	A種類株式 2株 (本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、A種類株式1株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができるA種類株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
新株予約権を行使することができる期間	2015年10月1日から2025年9月30日まで
新株予約権を行使する条件	(1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「本新株予約権者」という。）が、①権利行使時において当社の発行済普通株式（当社が保有する自己株式を除く。）の50%に相当する株式の株主であること、及び②新株予約権の割当以降に破産手続、会社更生手続等の法的な倒産手続の開始決定を受けたことがないものであることを要する。 (2) その他の条件については、当社と本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(2017年3月31日現在)

氏名	地位、担当及び重要な兼職の状況
(取締役) ヘンドリック・ゴードンカー	代表取締役会長
垣見 祐二	代表取締役社長
可児 行夫	常務取締役 東京電力フェUEL&パワー株式会社 非常勤取締役
三輪田 達典	常務取締役
佐野 敏弘	非常勤取締役 東京電力フェUEL&パワー株式会社 代表取締役社長
伴 鋼造	非常勤取締役 中部電力株式会社 取締役
(監査役) 西村 浩治	常勤監査役
伊藤 裕	常勤監査役

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬	賞与金
取締役	4名	160百万円	—
監査役	1名	10百万円	—
合計	5名	171百万円	—

(3) 社外役員に関する事項

該当事項はありません。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

6. 株主還元に関する考え方

当社は、事業計画の実現に必要な資金、借入金の返済資金並びに不測の事態及び国内外における競争力強化・成長に向けた投資機会に備えて事業会社として合理的に保有すべき余裕資金を本合弁会社の内部留保とし、原則として当該内部留保以外の資金を株主に還元いたします。

7. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制の整備についての決議の内容

当社は、取締役会において、「会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針」について以下のとおり決議しております。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- I. 取締役は、社会規範に沿った業務運営・企業倫理遵守を率先して実践するとともに、従業員にこれらを遵守させる。
- II. 取締役会は、原則として毎月1回、また必要に応じて開催し、法令及び定款に従い、重要な職務執行について審議・決定するとともに、取締役から定期的に、また必要に応じて職務執行の状況の報告を受けること等により、取締役の職務執行を監督する。また、執行役員に対して、必要に応じて

職務執行の状況について、取締役会への報告を求める。

III. 適切な意思決定を図るため、社長の諮問機関として、エグゼクティブマネジメントミーティングを設置する。エグゼクティブマネジメントミーティングは、原則として毎週1回、また必要に応じて開催し、取締役会への付議事項を含む経営の重要事項等について審議する。

IV. 取締役は、法令及び定款に適合した適切な経営判断を行うため、常に十分な情報の収集に努める。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会、エグゼクティブマネジメントミーティングの議事録その他職務執行に係る情報については、法令及び取締役会規程等に従い、その作成から、利活用、保存、廃棄に至るまで適切に管理する。

③ リスク管理に関する規程その他の体制

I. 取締役は、当社及びグループ会社（以下「当社グループ」という。）の事業活動に関するリスクを定期的に、また必要に応じて把握・評価し、毎年度の事業計画に適切に反映する。また、当社グループ全体のリスク管理が適切になされるよう、リスク管理規程等の社内規程を整備する。

II. リスク管理は、リスク管理規程に従い、業務所管箇所が職務執行の中で行うことを基本とし、複数の所管に関わる場合は、組織横断的に対応の上、適切に管理する。

III. 経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクについては、社長を委員長とするリスク管理委員会において、リスクの顕在化の予防に努めるとともに、万一顕在化した場合には迅速かつ的確に対応することにより、経営に及ぼす影響を最小限に抑制するよう努める。

IV. 大規模地震等の非常災害の発生に備え、情報連絡体制の構築等、適切な体制を整備する。

④ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

I. 取締役会は原則として毎月1回開催するほか、書面決議等も含め迅速な意思決定を図る。

II. 取締役の職務執行については、組織及び職務権限規程等において責任と権限を明確にし、取締役、従業員がそれぞれ適切かつ迅速に執行する。

III. 情報のセキュリティ確保を前提に、職務執行の効率性向上や適正の確保に資するIT環境の整備に努める。

⑤ 従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

I. 法令や企業倫理上の問題を相談できる内部通報窓口を設置し、寄せられた事案については、必要に応じて企業倫理委員会にて審議のうえ、適切に対応する。なお、相談者のプライバシーについては、内部通報及び企業倫理委員会規程に従い、厳重に保護する。

II. 規程類等管理規程に基づき社内規程を整備し、法令及び定款に基づく職務執行の徹底を図る。

III. 従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するため、内部監査担当者が、従業員の職務執行の状況について、定期的に、また必要に応じて監査し、その結果を社長に報告する。社長は、監査結果を踏まえ、必要な改善を図る。

⑥ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

I. 当社は、グループ会社において業務の適正を確保するための体制をグループ会社が自律的に整備・運用できるよう、適切な支援を行う。

II. 関係会社管理規程等による責任と権限の明確化等により、グループ会社が効率的な意思決定を行い、適切かつ迅速な職務執行ができるように努める。

III. 職務執行上重要な事項については、関係会社管理規程に従い、グループ会社から事前協議や報告を受ける体制を整備する。

IV. グループ会社が内部通報窓口を利用できる環境を整えたとともに、必要に応じて当社の内部監査担当者が監査を行うこと等により、グループ会社の業務の適正を確保するよう努める。

⑦ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

I. 取締役は、監査役の求めに応じて、監査役の職務を補佐する担当者を設置する。

II. 取締役は、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告するとともに、監査役の求める事項について、必要な報告を行う。また、取締役及び従業員並びに当社グループの取締役、監査役及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者から、監査役に対

し必要かつ適切な報告が行われるよう体制を整備するとともに、当該報告を行った者が当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを受けないよう適切に対応する。

- III. 監査役が取締役会その他の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べることのできる体制を整備する。また、内部監査担当者が監査役と連携を図るための環境を整えるとともに、監査役職務の執行に必要なと認められる費用については、これを支出する等、監査役監査の実効性を確保するための体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当該体制の運用状況の概要については、以下のとおりであります。

- ① 取締役職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の運用状況
2016年度においては、取締役会は17回開催（書面開催5回を含む。）し、法令及び定款所定の事項並びに重要な職務執行について審議し決定している。この他の経営の重要事項等については、エグゼクティブマネジメントミーティングにおいて審議している。
また、社会規範に沿った業務運営・企業倫理遵守を実践するため、「JERA グループ企業倫理基本方針」を制定している。
- ② 取締役職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制の運用状況
社内規程に基づき、適切に情報の保存及び管理を行っている。
- ③ リスク管理に関する規程その他の体制の運用状況
社内規程に基づき、経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクについては、リスク管理委員会及び事業計画策定のプロセスにおいてリスクの状況や対策を確認し、適切に取締役会及びエグゼクティブマネジメントミーティングに報告し、これを事業計画に反映している。
また、非常災害の発生に備え、社内規程に基づき情報連絡体制の構築及び帰宅困難者対策を行っている。
- ④ 取締役職務執行が効率的に行われることを確保するための体制の運用状況
社内規程の整備により、取締役職務執行の責任と権限を明確に定めるとともに、IT環境も整備することにより、取締役、執行役員及び従業員がそれぞれ適切かつ迅速に職務を執行している。
- ⑤ 従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の運用状況
内部通報を受け付ける窓口を、社内及び社外の第三者（弁護士事務所）に設置している。内部通報窓口寄せられた事案については、企業倫理委員会に報告し、その対応方針の検討等を行うこととなっている。なお、2016年度における内部通報の受付実績は無かったため、同委員会は開催されていない。
内部監査部署は、コンプライアンスのほか、業務の有効性や効率性等について、各部署を監査し、監査結果を社長及び監査役にも報告の上、必要に応じて、改善を求めている。
- ⑥ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制の運用状況
リスク管理委員会や取締役会への定期的な報告を通じ、グループ会社の経営状況やリスク管理状況について適切に統括・管理している。重要な子会社に対しては、内部統制等について現地への情報共有及び意見交換を実施することにより、当社グループの事業基盤確立をすすめている。

内部監査部署は、当社グループ会社の内部統制の整備・運用状況について、監査を実施し、監査結果を社長及び監査役にも報告の上、必要に応じて、改善を求めている。

⑦ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制の運用状況

監査役直属の監査ユニットを設置し、監査ユニットに所属する職員について取締役からの独立性を確保している。

監査役は、取締役会やエグゼクティブマネジメントミーティングへの出席、職務執行状況の聴取、重要な決裁文書の閲覧等を実施するとともに、内部監査部署及び会計監査人から適宜報告を受けること等により、取締役の職務執行全般を監査している。

監査役は企業倫理委員会の構成メンバーとなっている。

また、監査役の職務について生ずる費用等に関する事項等について適切に運用している。

独立監査人の監査報告書

2017年5月25日

株式会社 J E R A
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 白羽龍三 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 春日淳志 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 清水幹雄 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社JERAの2016年4月1日から2017年3月31日までの第2期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

私たち監査役は、2016年4月1日から2017年3月31日までの第2期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監査役は、監査役監査の基準に準拠し、取締役、内部監査部署その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な

事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2017年5月26日

株式会社 J E R A

監査役 西村 浩治 ⑩

監査役 伊藤 裕 ⑩